

平成 25 年度第二回定例会

<一般質問内容>

- ・ 障がい者施策について
- ・ がん対策について
- ・ 先天性風しん症候群の予防対策について
- ・ 食物アレルギーについて
- ・ ネット犯罪防止について
- ・ 空き家及び空き店舗対策について

はじめに障害者施策について伺いたします。

平成 24 年 6 月、障害者総合支援法が成立し、本年 4 月施行となりました。障害者の範囲に難病等を加え、新たな障害福祉サービスの対象となり、制度の谷間を埋める形となりました。

一方、障害のある方々が参画した「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」が平成 23 年 8 月にまとめた骨格提言 60 項目のうち反映された項目は 3 項目であり、法施行 3 年後の改正が待たれている状況であります。

また、障害支援区分の創設や障害者に対する支援など 4 項目については、平成 26 年 4 月施行とされており、区として国の動向に注視すべき状況でもあります。そこで以下質問いたします。

1 点目に入所施設の整備についてです。 練馬区では入所を希望しながら待機となっている方が 45 人となっております。多くの方から「親なき後の子どもの支援体制を整えていただきたい」との

声をいただきます。親の高齢化に伴い、練馬区から遠い地方の施設に我が子を入所させているケースが多々あります。このような場合、高齢となった親が、我が子と会う機会が年間数回しかないといった実態があります。一方、国は原則、入所施設は造らない、補助も行わないとの方針です。

地域で暮らすことが困難な強度行動障害や重度障害の方には、施設は必要不可欠であり、区独自でも施設建設を進めるべきと考えます。身体障害者や重症心身障害児など必要な入所施設の整備を認可していただくよう、国に強く働きかけていただきたいと要望いたします。

また、区内にある入所施設、例えば練馬福祉園などの立て替えでは、区が支援し定員数を増やすなど積極的に施設整備を推進すべきです。併せてご所見をお伺いいたします。

2点目に、障害のある方が地域で安心して暮らせることは大変重要であり、その基盤であるグループホーム・ケアホームを区は着実に推進していることを評価いたします。

障害者計画・第三期障害福祉計画では平成24年度から3年間で21事業所111人分を計画されておりますが、進捗状況をお伺いいたします。私は、区営住宅や都営住宅、公共施設など積極的に活用し整備促進を図るべきと考えます。併せて御所見をお伺いいたします。

また、来年度よりグループホームとケアホームの一元化が施行されますが、区として財政面等での手厚い支援を行うべきであります。区のお考えをお聞き致します。

3点目に荒川区では、平成24年度より「親なき後支援事業」に着手しました。

この事業名は全国初であり、「親なき後」に向けたシミュレーションシートを作成し、親なき後も地域で暮していくための備えとするなど具体的な事業を開始しております。自治体として親なき後に対する様々な支援を推し進めようとする強い意志を感じます。練馬区においてもさらに第三者機関などを通じて「親なき後」の問題について総合的に検討し、親や利用者の気持ちを第一に考えた総合的施策を推進していただきたいと考えます。御所見をお伺いいたします。

また、障害者計画・第四期障害福祉計画の中に明確に「親なき後の施策」として新たに項を設けていただきたいと考えます。併せて御所見をお伺いいたします。

次に、がん対策についてお伺いします。

今年の3月、内閣府はがん対策に関する世論調査の結果を発表しました。

これは、日本のがん検診の受診率が20～30%程度と低い現状を踏まえ、検診を受けない理由などを複数回答で聞いたものです。

それによりますと「がん検診を受ける時間がないから」が、47.4%、「がんとわかるのが怖いから」が36.2%と上位を占めました。

練馬区の特定健診受診率を見ても、40代が25%、50代が32%と働き盛りの世代の受診率が特に低い傾向にあります。

そこで、一点目に「がん検診を受ける時間がないから」という方々

が受診しやすいよう、平日夜間の検診や土日祝日の検診の実施を要望いたしますがいかがでしょうか。また、受診場所を増やすことも併せて要望いたしますがいかがでしょうか。

二点目に「ガンとわかるのが怖いから」と回答された理由の背景には、ガンに対する正しい知識の欠如が考えられます。

練馬区では毎年、がんキャンペーンを行ない、区報、ホームページを始め、掲示板、発送物、広報物等でガンに関する情報を発信し啓発されていることを評価いたします。

しかし、がん検診受診率が、なかなか改善されずにいるのが現状です。

豊島区では対象者の年代によってパンフレットの内容を変え、また検診によって春秋の年2回発送し、ガン検診の受診率が10%以上も改善しております。さらに今年から、地元ケーブルテレビで受診を呼びかけるCM放映も始めたそうです。練馬区でもガン検診促進のCMを行なってみては、いかがでしょうか。

また毎年、練馬区歯科医師会と区が連携して口腔がんを区民に広く知ってもらうため講演会を行なっております。ほかの種類のガンに関しても練馬区医師会と連携し、区民向けガン講演会を練馬文化センターなどにおいて大々的に実施してはいかがでしょうか。私も以前、口腔がんの講演会に参加したことがあります。専門家の話に口腔がんに対する認識を新たにしました一人であります。

複数回の検診案内の発送物や世代別ガン検診パンフレットの作成、ガン検診促進のCM、ガン講演会の実施について、区のお考えをお聞かせください。

三点目に、がん教育についてお伺いします。豊島区では、親子のガンに対する取り組みとして、昨年6月から公立小中学校での「がん教育」の授業を実施し、好評を博しています。これは「がんは生活習慣病の一つで検診やワクチン接種で予防することができること」など、家族ぐるみでがんの正しい知識を共有する取り組みだそうです。

ぜひ、練馬区でもガンに関するテキストを作成し、区立小中学校でガン教育を実施すべきと思いますがいかがでしょうか、区のご所見をお伺いします。

四点目に、胃がん検診についてお伺いします。ガン検診の中でも、特に受診率が低いのが胃ガン検診です。毎年12万人の方が胃がんと診断され、約5万人の方が亡くなっています。この胃がんの原因の95%はピロリ菌と言われており、早期にピロリ菌を除菌することで胃がんを防ぐことができます。国は、今年の2月21日より、この「ヘリコバクター・ピロリ菌」が原因の慢性胃炎の除菌治療に健康保険を適用しました。これは、ピロリ菌除菌薬が一人当たり2万数千円と高額なため、公明党が保険適用を求め国会質問し、100万人を超える署名を集めるなど、粘り強い取り組みが実ったものであります。この保険適用により胃炎段階からピロリ菌除菌をすることで「胃がん予防」につながると期待されております。

これを受けて、町田市では今年10月から55歳～64歳までの方にピロリ菌無料検査を始める予定であり、千葉県市川市でも4月から一部自己負担で40歳～75歳まで5歳刻みの胃がんリスク検診を行ない始めました。23区においても既に足立区や目黒区がピ

ロリ菌検査を導入しており、足立区では間接X線検診に比べ、早期胃がん発見率が5倍と大きな効果をあげております。その検査方法も医学が進歩して血液一滴からでもピロリ菌の有無が分かるようになっております。

ピロリ菌は、上下水道などの衛生環境が十分に整っていない時代に生まれ育った人ほど感染率が高く、50代以上では6割以上の方がピロリ菌に感染しているそうです。

練馬区におきましても、ピロリ菌検査による胃がんリスク検診を新たに追加し、諸事情でバリウム検査を受けられない方をはじめ、ピロリ菌感染の可能性の高い年齢の方を中心に、一部自己負担でも胃がん検診方法を選べるようにすべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

次に、先天性風しん症候群の予防対策についてお伺いたします。

風しんは、1997年頃までは、毎年、周期的な流行を繰り返してきましたが、小児の男女に予防接種が導入された結果、ほとんど流行は見られなくなりました。東京都では、2008年から2011年までは、少ない報告数で推移していました。2012年6月以降大きく増加し、現在、都内では9年ぶりの流行となっております。個人でできる唯一有効な予防方法は、風しんのワクチンを接種し、免疫をあらかじめ、獲得しておくことです。また、妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんに、かかることで、お子さんに、難聴、心疾患、白内障などの障がいが起こります。昨年10月以降、10名の乳児が感染したとの報告が国立感染症研究所からありました。

以下数点にわたり質問をいたします。

第1に、保健所別の報告数では、練馬区は昨年末から5月19日現在、風しん患者数が104名にのぼると東京都感染症情報センターのホームページで発表されています。

そのような中、練馬区は、いち早く、3月22日より妊娠している女性の夫と妊娠を予定または希望している女性に対し、自己負担なくワクチン接種できるように、助成を開始しましたことは、評価させていただきます。このワクチン接種は4月末現在、男性618人女性1274人、合計1892名が接種しています。また、罹患患者の94%がワクチン接種歴がない方や不明の方となっている現状があります。ワクチン接種のさらなる周知を要望いたします。また、妊婦やその同居家族に理解いただけますよう母子健康手帳配布時にも、周知に努めて頂きたいと考えますが、区のお考えをお伺いします。

第2に、年齢別に見ると35歳から39歳の男性の報告が最も多くなっています。練馬区では、妊婦の夫への接種の助成期間が9月末日までとなっておりますが、状況によっては、延長も必要と考えます。また、接種の機会の拡充も、休日、夜間など図っていくべきと考えます。併せてご所見をお伺い致します。

第3に、風しんワクチンを受けた後、妊娠をしてしまったなどのご相談も増えてきていると伺いました。ドクター対応の問題は病院に繋げるなど更なる保健相談所の相談体制の充実を求めます。ご所見をお伺い致します。

第4に現在、接種費用は東京都と練馬区での負担となっております。

昨年は、夏にピークを迎えており、これから一層の注意が必要との見解が国立感染症研究所から出されています。費用の負担も含め、国でさらなる対策に取り組むよう、強く声を上げていただきたいと要望いたしますが、区のお考えをお伺いします。

次に、食物アレルギーについて伺います。

公明党は、全国どこでも適切なアレルギー疾患医療が受けられる体制整備を基本理念とする「アレルギー疾患対策基本法案」を衆議院に5月17日提出し、早期成立をめざしております。

昨年12月、東京・調布市で食物アレルギーのある女児が、アレルギー成分の入った給食を食べ死亡する事故が発生しました。更に4月中旬にも同市で、牛乳アレルギーのある児童が、誤って配られた牛乳を飲んでしまう事故が発生しました。幸い、児童にアレルギー反応の症状は出ませんでした。原因は、いずれも担任教諭の確認ミスでありました。

全国的に学校給食による食物アレルギー事故は急増傾向であり、2011年度には約300件も発生しております。

文部科学省が全国の公立学校の児童・生徒約1280万人を対象に実施した調査によれば、2.6%に食物アレルギーがあり、更に食物アレルギーに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを0.14%の児童・生徒が起こしていたことが明らかになりました。

ほぼクラスに1人の割合で食物アレルギーの児童がいる状況であり、区内の学校・保育園でこのような事故を発生させないために日頃からの取り組みが必要であります。

食物アレルギーのある児童が安心して給食を食べ、給食を楽しめる様に推

進しなくてはなりません。そこで以下数点お伺いします。

第1に、誤食防止についてお伺いします。

私が小学生の時は、残さずに食べるよう教えられた学校給食も、今ではアレルギーに対する配慮が欠かせなくなりました。本区においては、たまご、牛乳、小麦などの食物アレルギーを持った児童・生徒に合わせ、千食余りの除去食が毎日調理されております。

調布市での事故を踏まえ、都主催によるアレルギー疾患対応研修会が年4回開催されます。本区においては多くの希望者がいるなか、参加者を制限されるということです。港区では職員全体のアレルギー対策の対応力を底上げするため、区独自の研修会を開催し、養護教諭や担任だけでなく対象者を全教職員に拡大するそうです。練馬区においても、エピペンを携帯している児童生徒の担任だけを対象とするのではなく、除去食を希望している児童生徒を受け持っている全教職員に対象を広げて区独自の研修会を開催し、対応力増強を図るべきと提案致しますが、区のご所見をお伺い致します。

第2に、エピペンの活用の推進についてお伺いします。

アドレナリン自己注射薬エピペンを児童生徒の代わりに教職員が投与することが認められると共に、この度保険適用も実現し、アレルギー対策は大きく前進した一方、全国的にも児童の代わりに教職員が打つことに対する不安があり、迅速に対応されておられません。

エピペンはショック症状が出る前に投与することが基本で、副作用の心配より注射が遅れてしまう方が、はるかにリスクが大きく、食物アレルギーに詳しい昭和大学医学部の今井孝成講師は「迷ったら打つこと」が、重要と話しておりました。

その為には、アナフィラキシーショックを発症した児童の映像などをみて、

エピペンを打つタイミングや注意点を現場の教職員などに学習して頂き、ショック状況を和らげるエピペンを本人に代わって教職員などが活用できる体制を確立すべきと考えます。保護者からエピペンをお預かりし迅速に打てる体制を確立すべきと考えますが御所見をお伺いします。

第3に、学校生活管理指導表の活用についてお伺いします。

エピペンを所持している児童・生徒には、主治医が緊急時の対応などを記された「学校生活管理指導表」を提出して頂いております。しかしその他の保護者には「アレルギー対応申出書」を記入し提出して頂くことになっております。

練馬区においては、その体制を一步進めて児童生徒全員からアレルギー疾患調査問診表を毎年、提出して頂き活用していることは高く評価いたします。

いざと言う時に主治医からの指示が示されていることは、教職員にとって心強いものであり、名古屋市では除去食を希望されている方からも学校生活管理指導表を提出して頂き、万全の体制を図るとお聞きしました。

練馬区においても除去食を希望されている方にも、事故防止の観点から「学校生活管理指導表」を提出して頂き万全の体制が図られるよう提案いたしますが、区のご所見をお伺いいたします。

次に、ネット犯罪防止についてお伺いします。

近年、爆発的に普及しているスマートフォン（スマホ）は、携帯電話というよりも、通話機能を備えた「小型のパソコン」という表現の方が適切であり、従来型の携帯電話と比べものにならないほど、ウィルス感染や個人情報流出、犯罪に巻き込まれる可能性が高くなっております。

国は、平成20年6月に青少年インターネット環境整備法を制定し、それにあわせて学校では情報モラル教育の充実がはかられ、業界ではフィルタリングの普及やサイトパトロールの充実が進められるなど、必要な対策が講じられてまいりました。しかし、ここ数年でスマートフォンを利用する子どもが急増し、その状況が大きく変わりつつあります。

今年3月の内閣府の調査によると、青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの割合が2年前の調査と比べると、中学生が4.7倍の25.3%、高校生は7.8倍の55.9%、前回ゼロだった小学生が7.6%となっており、今後も利用率がますます上昇していくことが予想されます。

従来型の携帯電話は、携帯電話会社がフィルタリング機能を提供すれば、どの端末でも問題なくフィルタリングを使うことができました。しかし、スマートフォンは携帯電話回線以外に高速通信可能な無線LANに接続可能であり、フィルタリングをかけづらくなっております。また、無数に提供されているアプリケーションソフトの中には、電話番号やメールアドレス等の個人情報を利用者から無断で抜き出すもの、知らぬ間に通話内容が盗聴されてしまうものなどがあり、これらに対する抜本的な対策が難しい状況にあります。さらに、GPS機能が進化しており、写真撮影時に撮影場所の位置が記録される機能から、ストーカー被害を受けた事件も発生しております。

また、スマートフォンの最大の特性は、SNSという友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供し、新たな人間

関係を構築する会員制のサービスにおいて、その威力が発揮されま
す。

しかし、井戸端会議のような感覚でこのSNSに投稿した発言が、
一気に拡散することもあり、またSNS上で交わされた過去の言動
や行動が原因となり、誹謗中傷にさらされる可能性もあります。さ
らに何気なく自分以外の人を写真を投稿して、他人のプライバシー
権を侵害してしまうケースもあります。

練馬区では、年一回、全小中学校において、情報モラル講習会を実
施されていることを評価いたします。

しかし、対象が小学校5年生と中学校2年生のみであり、内容も携
帯電話のメール被害に関するものが中心と伺っております。

そこで提案ですが、最近のスマートフォンの普及にともない、講習
会の内容もSNSや不正アプリ、ネット回線無料通話LINE等
に関するものを加え、さらに対象学年も増やすべきと考えますが、い
かがでしょうか。

また練馬区でも、一部の学校で保護者向けの情報モラル説明会をや
っている学校もありますが、参加する保護者が非常に少ないと伺っ
ております。多くの保護者が参加できるよう取り組まれるとともに、
スマートフォン犯罪にも対応した内容を追加するよう要望しま
すが、区のご所見をお伺いします。

次に、他自治体では警察と連携し、青少年ネット犯罪に関する講習
会を頻繁に行っております。練馬区でも、警察署と協力し、保護者
はじめ青少年育成委員や教職員など、大人側から子どもをスマート
フォン犯罪から守るための大人向けの情報犯罪に関する講習会を

新しく実施すべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

次に、空き家及び空き店舗対策についてお伺い致します。

空き家対策については、「空き家条例」制定の動きが全国的に広まり、既に施行している自治体が多数あります。このことは、現状の行政の対応では、空き家に関しての地域住民からの苦情等に応えられない証左だと思います。

練馬区は、空き家対策として、個別対応をしております。私も、老朽化した空き家が、強風により屋根がはがれかけていたのを速やかに処理していただいた事があります。しかし、その後の対応は、空き家の所有者を探し、建物の保全をお願いすることしか、行政としてはできませんでした。

そこで、以下数点についてお伺いします。

1点目は、速やかに「空き家条例」の制定をすべきと要望します。練馬区では空き家条例について、既に他の自治体の動向を把握され研究されていると思いますが、区の認識をお伺いします。空き家条例は、2010年、埼玉県所沢市が全国で初めて制定して以来、全国的に広がっています。都内では、足立区が2011年11月、大田区が本年4月から施行しています。公明党の要望により、小平市は今年から「空き家等の適正管理に関する条例」を施行しており、このほど同条例の施行現状について意見交換を行い、更なる対策の充実への取り組みを進めています。また、墨田区と新宿区は空き家条例に行政代執行を盛り込んだ条例案を策定し、区議会第2回定例会に提出予定です。行政代執行について明確に規定した条例は都内

で初めてであり、全国的にも珍しい条例です。今後、高齢化の進展で、建物が加速度的に空き家や老朽化する事が予想されるため、区の強い姿勢での対策を進める決意を打ち出したとの事です。新宿区では、空き家だけでなく「ごみ屋敷」も対象としています。練馬区においても、空き家の実態調査を速やかに実施され、空き家条例を制定し「強い姿勢」を打ち出すべきです。区のお考えをお伺いします。

2点目は、空き家の活用についてです。世田谷区は、空き家等を活用して地域コミュニティの再生を図るため、公益的な活用を希望するオーナーと、その利用を希望するNPO団体等とのマッチングを行うためのオーナー向け相談窓口を設置しています。今後のモデルとなる活用事業を広く募集し、モデル事業として初期費用等を助成し運営を支援するとの事です。背景としては、災害や高齢者福祉、子育て・子ども支援を行うために、きずなの重要性があらためて認識されており、そのためにも、地域コミュニティの活性化や再構築に取り組むことが求められています。空き家等を地域の資源としてとらえ、そのスペースを活用して、全世代にわたり新しいコミュニティをつくることが重要です。そして、空き家等のオーナーが自分の意思で物件を提供することが不可欠であり、そのためにオーナーを支援する体制が必要となっています。

そして、オーナー向けの相談窓口の設置とモデル事業の実施のため、平成25年度当初予算額は、相談窓口の設置に856万円、モデル事業助成に600万円を計上しています。

練馬区も、世田谷区につき、23区中2位の人口を擁している区で

す。世田谷区の政策を検討され、この事業の実施を要望します。区
の考えをお伺いします。

最後に、空き店舗対策についてお伺いします。区は、商店街振興
のため本年度3事業に予算を計上しています。しかしながら、小売
業の減少は続いております。商店街のにぎわいを取り戻すために、
区として更なる支援を要望します。

品川区商店街連合会では、商店街の空き店舗を整備した「フリース
ペース」を利用してもらおうと、空き店舗の大手仲介サイトと提携
して全国から借り手を募る取り組みを始めました。これまでの周知
は同連合会のホームページや口コミが中心でしたが、仲介サイトを
通すことで、全国に呼びかけたいとしています。

練馬区でも、練馬区商店街連合会に働きかけ、費用の一部を助成し
てはいかがでしょうか。 区のご所見をお伺いします。

また、空き店舗についても、世田谷区のように空き家のオーナー向
け相談窓口を設置し、オーナーに対して支援をする事により、高齢
者、子育ての場を創出することを要望しますが、区のご所見をお伺
いします。

以上で、私の一般質問を終わります。